

資料 1

1, 平成元年以降の県下の裁判官数(資料:岐阜地裁総務課)

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
地方・家庭裁判所(判事・判事補)	17	16	16	15	15	16	18	17	17	17	20	19	20	20
簡易裁判所(簡易裁判所判事)	9	8	9	8	8	8		7	6	5	3	4	2	3
合計	26	24	25	23	23	24	18	24	23	22	23	23	22	23

※毎年4月1日時点の人数。なお、名古屋地裁が本務で岐阜への填補の裁判官を除く。

2, 平成元年以降の県下の弁護士数(資料:岐阜県弁護士会)

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
岐阜(本庁)	59	60	62	61	60	63	63	65	66	71	70	67	66	69
大垣	7	7	6	6	7	7	8	7	7	7	7	7	7	7
高山	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
多治見・御嵩	5	5	5	5	5	5	6	6	7	7	7	8	8	8
合計	75	76	77	76	76	79	81	82	84	89	88	86	85	88

※毎年4月末時点の人数。地方裁判所の本庁・支部管内別の人数。

資料2

1, 岐阜地裁民事・行政事件の新受事件数推移(出典:司法統計年報)

	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	
全体	7581	7542	7726	8409	9449	8989	8685	8233	7620	7268	6830	6580	7229	7852	8265	8629	10118	10191	11729	12323	12823	13560	
本庁	4592	4558	4562	4536	5318	5048	4628	4520	4297	3976	3956	3937	4134	4456	4800	4927	5780	6000	6728				
大垣	775	794	930	1227	1304	1203	1000	1082	947	1092	884	896	1098	1242	1258	1358	1668	1526	1671				
高山	401	358	371	465	494	553	616	533	460	422	334	332	407	393	401	423	478	425	574				
多治見	1389	1392	1347	1621	1655	1593	1759	1542	1365	1246	1246	1043	1145	1251	1286	1366	1517	1468	1822				
御嵩	328	329	434	447	567	489	526	451	435	422	376	372	445	510	520	555	675	772	934				
八幡	96	111	82	113	111	103	156	105	116	110	34(廃止)												

※民事事件＝通常訴訟・人事訴訟・手形小切手訴訟・上訴・非訟・保全・執行・破産・雑事件・調停等

※行政事件＝第1審訴訟・再審訴訟・共助・雑事件等

※平成11年～13年については、司法統計年報上、本庁及び支部毎のデータが存在しないので記載していない。

2, 岐阜地裁民事通常訴訟事件の新受事件数推移(出典:司法統計年報(但し下記※参照))

	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
全体				966	998	1063	1096	1094	1074	966	941	1011	1141	1242	1337	1245	1330	1280	1405	1339	1440	1328
本庁				572	597	620	672	655	674	591	570	632	679	738	839	772	799	813	907	835	873	819
大垣				117	149	152	126	150	109	136	122	137	146	161	154	148	174	130	138	153	151	173
高山				61	54	53	53	54	51	48	42	40	73	62	63	55	63	58	62	68	66	52
多治見				165	155	191	191	178	191	140	161	156	178	193	204	184	202	203	221	206	248	217
御嵩				44	40	40	47	44	39	45	45	46	65	88	77	86	92	76	77	77	102	67
八幡				7	3	7	7	13	10	6	1(廃止)											

※昭和57年以前通常訴訟のみのデータは存在しないため、昭和58年以降のデータを示した。

※平成11年～13年の本庁及び支部毎のデータの出典は、岐阜地方裁判所総務課から公開された情報による。

資料3

1. 岐阜地裁保全事件の新受件数(出典：司法統計年報(但し下記※参照))

	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
全体	750	700	665	745	772	725	601	578	496	432	476	445	472	459	455	406	429	428	443	436	460	417
本庁	540	519	455	455	528	494	392	396	352	295	322	293	303	295	299	236	290	266	295	307	317	310
大垣	64	64	78	81	87	61	39	58	60	67	64	66	69	55	37	45	61	34	42	28	37	31
高山	28	17	21	30	33	30	28	18	13	13	14	14	17	19	27	12	16	21	13	13	25	19
多治見	104	87	96	170	122	124	130	94	62	52	71	62	64	64	84	86	41	87	66	67	66	44
御嵩	10	11	14	9	2	14	9	9	6	5	5	10	19	26	8	27	21	20	27	21	21	13
八幡	4	2	1	0	0	2	3	3	3	0	廃止											

※保全事件＝仮差押え, 仮処分

※平成11年～13年の本庁及び支部毎のデータの出典は、岐阜地方裁判所総務課から公開された情報による。

2. 岐阜地裁執行事件の新受件数(出典：司法統計年報)

	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
全体				1830	2113	2184	2319	2009	1878	1541	1350	1344	1415	1701	1815	1923	2214	2441	2761	2889	2795	2840
本庁				769	1003	1026	974	880	902	704	677	704	726	877	975	1010	1147	1339	1462			
大垣				300	288	300	297	295	254	263	209	219	242	289	310	344	387	409	452			
高山				124	134	143	212	130	136	100	65	83	79	84	67	94	96	76	110			
多治見				445	446	493	543	481	391	320	294	229	247	304	309	315	391	381	449			
御嵩				149	206	182	229	173	159	116	99	109	121	147	154	160	193	236	288			
八幡				43	36	40	64	50	36	38	6(廃止)											

※執行事件＝不動産・債権に関する強制執行及び担保権の実行としての競売

※昭和55年から57年までのデータは旧法との関係により記載していない。

※平成11年～13年については、司法統計年報上、本庁及び支部毎のデータが存在しないので記載していない。

資料4

1, 岐阜地裁破産事件の新受件数(出典:司法統計年報(但し下記※参照))

	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
全体	122	135	147	407	538	404	296	265	225	216	242	336	560	510	531	639	854	1146	1456	1604	1725	2206
本庁	64	65	87	220	305	210	142	137	132	104	151	208	335	305	302	384	503	673	829	922	970	1257
大垣	22	21	25	76	87	76	33	44	39	49	34	60	107	83	93	123	173	216	255	253	275	359
高山	2	4	2	6	15	26	22	13	12	20	8	19	27	25	31	36	43	66	90	91	82	98
多治見	27	33	21	78	99	72	64	51	33	31	36	36	51	72	70	70	99	130	198	238	278	358
御嵩	4	11	9	24	31	15	27	17	7	11	13	13	40	25	35	26	36	61	84	100	120	134
八幡	3	1	3	3	1	5	8	3	2	1	0(廃止)											

※平成11年～13年の本庁及び支部毎のデータの出典は、岐阜地方裁判所総務課から公開された情報による。

2, 岐阜地裁破産事件の既済件数(出典:司法統計年報)

	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
全体	75	91	109	248	475	329	278	269	253	267	272	355	456	453	462	607	762	987	1291	1521	1719	2067
本庁	51	62	64	128	275	157	135	147	154	155	150	222	273	273	235	367	460	600	762			
大垣	8	13	23	55	91	64	39	50	28	40	36	68	82	80	88	111	153	191	234			
高山	0	1	0	2	6	15	27	7	17	20	18	15	18	23	32	31	46	51	80			
多治見	9	13	16	48	86	73	54	50	41	31	37	37	46	62	72	75	72	91	133			
御嵩	2	1	5	13	17	19	21	15	12	19	13	13	37	15	35	23	31	54	82			
八幡	5	1	1	2	0	1	2	0	1	2	18(廃止)											

※平成11年～13年については、司法統計年報上、本庁及び支部毎のデータが存在しないので記載していない。

資料5

1. 岐阜地裁判事訴訟事件の新受事件数推移(略式・交通即決事件・その他を除く)(出典:司法統計年報(但し下記※参照))

	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
全体	872	953	941	852	1065	1416	1103	970	1087	1135	1016	973	1013	930	964	993	941	869	927	1067	1159	1146
本庁	486	575	584	527	636	955	759	650	707	704	653	659	680	602	608	636	623	528	569	642	703	734
大垣	149	202	175	166	157	163	122	127	166	233	147	131	134	111	133	125	125	134	147	157	158	183
高山	78	71	84	44	80	91	63	54	50	38	48	28	56	41	72	52	31	57	41	65	73	58
多治見	118	56	64	65	136	143	106	88	108	125	88	99	97	113	101	126	111	103	100	125	136	97
御嵩	35	43	27	45	51	56	47	47	48	34	80	56	46	63	50	54	51	47	70	78	89	74
八幡	6	6	7	5	5	8	6	4	8	1	0(廃止)											

※平成11年～13年のデータの出典は岐阜地方裁判所総務課から公開された情報による。

2. 岐阜地裁その他の事件の新受事件数推移(訴訟・略式・交通即決事件除く)(出典:司法統計年報)

	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
全体	1974	1988	2345	1921	2269	2344	2191	2112	2551	2495	2356	1152	839	1257	1466	2441	2049	1337	1948
本庁	1777	1800	2204	1782	2093	2183	2032	1958	2412	2359	2162	1053	735	1134	1346	2312	1895	1201	1412
大垣	62	74	47	50	45	23	43	37	38	54	94	36	36	33	43	46	53	42	40
高山	84	71	60	54	85	85	67	84	66	47	58	29	48	64	57	55	72	62	241
多治見	37	32	26	22	28	37	36	25	26	32	19	22	6	21	17	20	16	16	17
御嵩	12	10	8	13	17	16	13	8	8	2	23	12	14	5	3	8	13	16	238
八幡	2	1	0	0	1	0	0	0	1	1	0(廃止)								

※平成11年以降については、司法統計年報上、本庁及び支部毎のデータがないので記載していない。

資料6

1. 岐阜県内簡裁民事・行政事件の新受事件数推移(出典：司法統計年報)

	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	
全体	7124	8053	10853	12369	16650	16790	15779	13305	11743	9234	9270	10300	11817	11749	12253	12473	14062	14499	16176	16674	18387	18567	
岐阜	3482	4083	5072	6035	7439	7696	7613	6705	6200	4932	4871	5442	6197	6375	6952	7293	8302	8502	9442				
大垣	968	1073	1438	1613	2397	2369	1906	1772	1475	1438	1312	1522	1779	1750	1757	1970	1950	2078	2406				
高山	473	465	859	870	1220	1275	1503	893	663	585	507	485	583	489	445	476	518	496	596				
多治見	853	830	1272	1382	2077	2112	1915	1474	1279	930	1086	1139	1285	1433	1402	1093	1406	1534	1616				
御嵩	400	424	634	737	1069	1023	953	781	934	648	795	887	1046	943	916	875	1094	1043	1157				
中津川	586	700	887	907	1390	1307	917	900	863	605	558	685	769	654	681	682	692	720	822				
八幡	71	95	202	213	227	265	297	196	165	96	141	140	158	105	100	84	100	126	137				
関	291	383	489	612	831	743	675	584	164(廃止)														

※民事事件＝通常訴訟・手形小切手訴訟・督促・保全・雑事権・調停等(平成10年以降は少額訴訟含む)

※行政事件＝共助・雑事件

※平成11年～13年については、司法統計年報上、簡裁毎のデータが存在しないので記載していない。

2. 岐阜県内簡裁刑事訴訟事件の新受事件数推移(略式・交通即決事件・その他を除く)(出典：司法統計年報(但し下記※参照))

	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
全体	266	296	276	299	293	296	239	225	215	183	177	151	184	151	186	150	130	180	166	249	188	172
岐阜	146	155	134	174	182	132	109	105	94	78	69	79	109	60	84	55	59	105	93	119	106	85
大垣	63	60	30	52	40	48	48	48	44	39	60	25	31	41	38	42	28	30	28	34	37	41
高山	15	27	33	19	10	31	23	26	17	16	20	10	22	18	17	15	13	9	17	19	10	10
多治見	12	22	29	25	25	25	19	19	30	23	12	17	11	18	24	19	14	15	7	43	26	22
御嵩	4	10	19	10	16	12	10	12	16	14	3	3	8	8	6	3	2	3	6	27	9	13
中津川	18	17	29	16	18	45	16	13	14	13	13	17	3	6	17	16	14	18	15	7	0	1
八幡	8	2	0	2	1	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関	0	3	2	1	1	2	5	2	廃止													

※平成11年～13年のデータの出典は、岐阜地方裁判所総務課から公開された情報による。

資料7

1. 岐阜家裁家事事件の新受事件数推移(出典:司法統計年報(但し下記※参照))

	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
全体	4320	4393	4540	5181	5218	5617	5407	5015	4628	4291	4239	4167	4485	4823	5234	5115	5442	5834	6472	6882	7602	8469
本庁	1862	2005	1979	2221	2263	2287	2320	2106	1998	1933	2082	2189	2250	2472	2586	2578	2767	2875	3323	3523	3914	4230
大垣	714	694	838	902	918	1176	1113	1037	900	749	781	682	732	860	1076	1012	928	1153	1167	1146	1243	1467
高山	466	440	439	497	480	542	478	489	444	373	310	320	315	317	350	317	357	385	449	440	497	595
多治見	372	407	411	525	533	525	488	459	469	501	429	416	538	548	526	442	564	612	656	788	783	929
御嵩	267	239	255	397	319	376	388	294	361	316	363	324	350	389	398	446	453	497	548	567	677	738
中津川	311	324	316	306	354	366	327	320	275	316	255	236	300	237	298	320	373	312	329	418	488	510
八幡	133	81	95	101	135	127	100	113	124	103	19(廃止)											
関	195	203	207	232	216	218	193	197	57(廃止)													

※平成11年～13年の本庁・支部・出張所毎のデータの出典は、岐阜家庭裁判所から公開された情報による。

2(1) 岐阜家裁少年事件の新受事件数推移(出典:司法統計年報)

	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
全体	5763	6438	6750	6932	6651	6955	7867	6753	6386	5876	5325	4665	4671	4162	3815	3776	4133	4550	4839	4236	4220	4323
本庁	4320	4703	5077	5347	5146	5322	6072	5147	4808	4379	3910	3457	3446	3106	2866	2849	3086	3410	3652			
大垣	995	1194	1222	1137	1148	1294	1347	1227	1166	1089	1064	937	995	803	736	698	855	929	939			
高山	448	541	451	448	357	339	448	379	412	408	351	271	230	253	213	229	192	211	248			

※平成11年～13年については、司法統計年報上、本庁及び支部毎のデータが存在しないので記載していない。

(2) 岐阜家裁少年事件の新受件数推移(出典:岐阜家庭裁判所から公開された情報)

	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
全体													4649	4143	3804	3762	4116	4545	4834	4230	4209	4312
本庁													3440	3101	2860	2841	3075	3409	3649	3176	3238	3269
大垣													979	789	731	692	849	925	937	794	697	804
高山													230	253	213	229	192	211	248	260	274	239

資料 8

*兵庫県地域司法計画における民事事件に必要な裁判官数試算の参照部分

1 試算の指針

裁判官数の試算に際しては、

- (1) 残業はなく、休日も仕事はしない。
- (2) 審理の充実と迅速化を図るため、処理可能件数や審理時間の設定にゆとりを持たせる。
- (3) てん補は置かず、各支部に裁判官を常駐させる。
- (4) 民事事件と刑事事件を兼務しない。
- (5) 現状との対比の要請から、試算でも合議事件と単独事件の担当を兼任する合単合部制とする。
- (6) 合議体は全て判事から構成されるものとする。

を前提に試算する。

2 訴訟事件処理件数の試算

- (1) 執務可能時間 1年で1540時間

① 1日の執務時間は7時間（午前9時より午後5時まで、昼休み1時間除く）。

② 1年に可能な執務期間は44週

年度末から年度冒頭の1週間は執務しないこととする。年末年始1週間、夏期3週間は休暇期間。国民の祝日は14日にあり、振替休日も併せて、これらを3週間とする。以上を合計すると8週間となり、1年52週より差し引くと44週となる。

③ 週休2日を前提とすると、執務時間は220日となり（308日－88日）、執務可能時間は1540時間となる（220×7＝1540）。

- (2) 民事通常事件を終了するのに要する時間 22時間

ア 前提として、提訴から判決等の結論が出るまでの時間を権利保護の実を上げるため、6月にする。タイムテーブルは、下記の通りである。

① 提訴後1月以内に第1回口頭弁論期日を指定する（民訴規則60条2項）

② 審理及び争点整理の早期化のため、3週間おきに2回目以降の口頭弁論期日を指定する。

③ 口頭弁論期日は3回で終了し、3週間おきに2度弁論準備期日を入れて争点を整理する。

④ 弁論準備期日は2回とし、その3週間後に証拠調べ、2週間おきに2度和解期日を入れ、その3週間後に弁論を集結する。

⑤ 判決言渡しは、弁論終結後2週間以内とする。

イ 争点整理の早期化，審理の充実等を図り，上記タイムテーブルを進めるために下記のように時間をとるものとする。

- ① 1回の口頭弁論に要する時間を20分（口頭弁論期日は3回なので合計1時間），弁論準備期日に要する時間を1時間（弁論準備期日は2回なので合計2時間）。
- ② 証拠調べに要する時間を証人2，3人で4時間とする。
- ③ 和解期日を2回入れるとして，1回の期日に30分を必要とする。
- ④ 判決起案に要する時間を2日で14時間。
- ⑤ 以上合計すると，1件の終了に22時間必要となる。

(3) 1年間の対処可能件数 101件

- ① 1年間の執務可能時間1540時間を，1件に要する時間22時間で除した数が，1年間の対処可能件数になり，70件となる。ただし，試算上の誤差を10%とし，処理可能件数は77件とする。
- ② 上記の数字は，全事件の対席判決・和解・取り下げで終了する事件（欠席判決，放棄・認諾を含まない）と考える。そして，その割合は平成61年度の全国の地裁第1審通常訴訟事件の既済総数からすると75.6%となる（なお平成10年度の統計を基にした神奈川案でもほぼ同様の数値である）。よって，1人の裁判官が1年間で対処できる事件数は， $101 \text{件} \times 0.756 = 77 \text{件}$ となる（ $77 \div 0.756 = 101.85$ ）。

(4) 合議・単独における対処可能件数

- ① 合議事件については，単独の2倍の時間を要するとし，1件に必要な時間は単独22時間，合議44時間とする。
- ② 合単併合部での，執務時間を単独3日，合議2日として，1年間では単独132日（3日×44週，924時間），合議88日（2日×46週，616時間）を執務時間とする。
- ③ 以上より，合単併合部制で1年間に対処できる件数は，単独42件（ $924 \div 22$ ），合議14件（ $616 \div 44$ ）となる。この数字に前記のように，試算上の誤差10%，対席判決・和解・取り下げで終了する割合75.6%を前提とすると，最終的に単独事件における1年間での対処可能件数は61件（ $42 \times 1.1 \div 0.756$ ），合議事件における1年間での対処可能件数は20件（ $14 \times 1.1 \div 0.756$ ）となる。

3 保全事件対処可能件数の試算

(1) 保全事件に要する時間

- ① 非審尋事件（審尋が行われない事件）の処理に要する時間は記録検討時間も含めて3時間と考える。
- ② 要審尋事件（審尋が行われる事件）については，記録検討時間1時間，1回1時

間の審尋期日を3回入れ、1回30分の和解期日を2回入れる。そして決定起案に要する時間を1日7時間とする。よって、要審尋事件の処理に要する時間は12時間となる。

④そして1週間のうち、4日間（計28時間）を事件処理にあてるとすると、1年間で1232時間執務することになる（28時間×44週間）。

(2) 1年間で対処可能な事件数

①上記執務時間1232時間のうち、この執務時間のうち、要審尋事件の執務に30%、非審尋事件に70%を割り当てるとすると、要審尋事件に369.6時間（1232時間×0.3）、非審尋事件に862.4時間（1232時間×0.7）をあてることになる。

②これを、上記の事件処理事件で除すると、1人の裁判官が要審尋事件と非審尋事件の両方を担当した場合、1年間で対処可能な事件数は、要審尋で31件（369.6時間÷12時間÷30.8）、非審尋で288件（862.4÷3÷287.4）となる。

※兵庫案は、要審尋及び非審尋事件の対処可能件数を要審尋で61件、非審尋で574件と算出しているが、神奈川案が指摘するように、上記数値には疑義があるよって、神奈川案同様に、ここでは兵庫案は採用しないことにする。

4 執行事件対処可能事件の試算

(1) 執行事件全体を通じ、事件処理に要する時間は1件あたり、1時間とする（書記官の果たす役割が重要であり、事件処理に関する裁判官の負担は他の事件に比して軽減されているため）。

(2) 1週間のうち、4日を新受事件の処理に当てるとして（残りの1日は起案の必要な事件の起案等にあてるとする）、1週間では28時間となる（4日×7時間）。よって、1人の裁判官が対処可能な事件数は1232件である（28時間×44週間）。

5 破産事件対処可能事件の試算

(1) 管財事件に要する時間

①管財人が選任される事件（管財事件）については、破産申立記録の検討に要する時間は2時間。

②宣告の際の審尋に要する時間は30分。

③第1回債権者集会に要する時間は1時間。

④その他、終了集会等に要する時間を30分。

⑤以上より、1件の処理時間は4時間。

(2) 同時廃止事件に要する時間

同時廃止事件に要する時間は、記録検討・破産審尋時間・免責審尋時間等で1件あたり1時間とする。

(3) 1年間で1人の裁判官が対処できる件数

- ① 1週間のうち、4日を新受事件の処理に当てるとして（残り1日は起案の必要な事件の起案等に当てることとする）、1年の執務時間は1232時間となる（4日×7時間×44週間）。そして、管財事件と同時廃止事件に各2日ずつ計14時間をあてるとする。
- ② 以上より、1年間に1人の裁判官が対処可能な事件数は、管財事件が154件（1232時間÷2÷4時間）、同時廃止事件が616件（1232時間÷2÷1）となる。

*兵庫県地域司法計画における刑事事件に必要な裁判官数試算の参照部分

1 刑事訴訟事件対処件数の試算

(1) 単独自白事件に要する時間

- ①被告人の利益を考え、1回結審をとし、審理に要する時間を口頭主義の徹底及び審理充実の要請より1回3時間とする。
- ②判決宣告に要する事件は3時間の審理時間に入れる。
- ③判決起案時間を5時間として、合計8時間で1件が完了する。

(2) 単独否認事件に要する時間

- ①第1回公判手続に1時間。
- ②証拠調べを要する事件の場合、被害者1人、目撃者等2人、捜査官1人の4人として、各1時間30分とすると、証人尋問に要する時間は6時間となる。
- ③被告人質問を2時間とし、合計9時間を審理にあてる（兵庫案は8時間となっているが、ここでは9時間とする）。
- ④証拠調べの準備に必要な時間をその約半分の4時間とすると、これらの合計は13時間となる（なお、ここでも兵庫案は12時間になっているが、13時間とする）。
- ⑤さらに論告、弁論に計1時間として、弁論終結までに14時間を要する。
- ⑥判決起案に14時間を要するとし、1件が完了するのに28時間を必要とする。

(3) 合議事件に要する時間

合議事件については、審理に単独の2倍の時間、判決起案に1.5倍の時間を要するとして、合議自白が13.5時間（6時間+7.5時間）、合議否認が49時間（28時間+21時間）で1件が完了する考える。

※兵庫案では、合議自白に要する時間を10.5時間とするが、ここでは上記試算から13.5時間とする。

(4) 1人の裁判官が合議と単独を担当することとし、1週間の執務時間として、単独で2日、合議に3日あてるとすると、年間で単独88日（2日×44週、616時間）、合議132日（3日×44週、924時間）をあてることができる。

(5) 他方自白と否認の審理に当て得る時間の比率を、自白2対否認1として計算すると、合議否認308時間、合議自白616時間、単独否認206時間、単独自白410時間を執務にあてることができる。

(6) 以上より、対処可能件数は、合議否認事件6件（308時間÷49時間）、合議自白事件46件（616時間÷13.5時間）、単独否認事件7件（206時間÷28時間）、単独自白事件51件（410時間÷8時間）となる。

※兵庫案では合議自白事件を58件とするが、上記のように合議自白事件に要する時間を13.5時間と考えるので、ここでは46件とする。

(7) これに、試算上の誤差を10%とすると、1年間で1人の裁判官は、合議否認事件が7件、合議自白事件が51件、単独否認事件が8件、単独自白事件が56件完了できる（兵庫案は合議自白を61件とするが、ここでは51件とする）。

2 その他の事件の対処件数の試算

(1) その他の事件とは、逮捕状・勾留状発布請求事件（令状事件）、準抗告事件等である。令状事件1件の完了に必要な時間は、記録検討に要する時間、勾留質問に要する時間などを合わせて2時間、1年間の執務時間は、資料7-2(1)より、1540時間とする。

(2) とすると、1年間で扱えるその他の事件は、770件（1540時間÷2時間）となる。

(3) このうち、令状事件以外の準抗告事件等は、件数が少ないこと等から、第1審裁判所を担当する裁判官に担当させても、過度の負担にはならないと思われる。よって、これらについては、考慮しないこととして、その他の事件のうち9割を令状事件と考えて試算する。

資料9 兵庫県地域司法計画における刑事事件に必要な裁判官数試算の参照部分

1 刑事訴訟事件対処件数の試算

(1) 単独自白事件に要する時間

- ①被告人の利益を考え、1回結審をとし、審理に要する時間を口頭主義の徹底及び審理充実の要請より1回3時間とする。
- ②判決宣告に要する事件は3時間の審理時間に入れる。
- ③判決起案時間を5時間として、合計8時間で1件が完了する。

(2) 単独否認事件に要する時間

- ①第1回公判手続に1時間。
- ②証拠調べを要する事件の場合、被害者1人、目撃者等2人、捜査官1人の4人として、各1時間30分とすると、証人尋問に要する時間は6時間となる。
- ③被告人質問を2時間とし、合計9時間を審理にあてる（兵庫案は8時間となっているが、ここでは9時間とする）。
- ④証拠調べの準備に必要な時間をその約半分の4時間とすると、これらの合計は13時間となる（なお、ここでも兵庫案は12時間になっているが、13時間とする）。
- ⑤さらに論告、弁論に計1時間として、弁論終結までに14時間を要する。
- ⑥判決起案に14時間を要するとし、1件が完了するのに28時間を必要とする。

(3) 合議事件に要する時間

合議事件については、審理に単独の2倍の時間、判決起案に1.5倍の時間を要するとして、合議自白が13.5時間（6時間＋7.5時間）、合議否認が49時間（28時間＋21時間）で1件が完了すると考える。

※兵庫案では、合議自白に要する時間を10.5時間とするが、ここでは上記試算から13.5時間とする。

(4) 1人の裁判官が合議と単独を担当することとし、1週間の執務時間として、単独で2日、合議に3日あてるとすると、年間で単独88日（2日×44週、616時間）、合議132日（3日×44週、924時間）をあてることができる。

(5) 他方自白と否認の審理に当て得る時間の比率を、自白2対否認1として計算すると、合議否認308時間、合議自白616時間、単独否認206時間、単独自白410時間を執務にあてることができる。

(6) 以上より、対処可能件数は、合議否認事件6件（308時間÷49時間）、合議自白事件46件（616時間÷13.5時間）、単独否認事件7件（206時間÷28時間）、単独自白事件51件（410時間÷8時間）となる。

※兵庫案では合議自白事件を58件とするが、上記のように合議自白事件に要する時間を13.5時間と考えるので、ここでは46件とする。

(7) これに、試算上の誤差を10%とすると、1年間で1人の裁判官は、合議否認事

件が7件，合議自白事件が51件，単独否認事件が8件，単独自白事件が56件完了できる（兵庫案は合議自白を61件とするが，ここでは51件とする）。

2 その他の事件の対処件数の試算

(1) その他の事件とは，逮捕状・勾留状発布請求事件（令状事件），準抗告事件等である。令状事件1件の完了に必要な時間は，記録検討に要する時間，勾留質問に要する時間などを合わせて2時間，1年間の執務時間は，資料7-2(1)より，1540時間とする。

(2) とすると，1年間で扱えるその他の事件は，770件（1540時間÷2時間）となる。

(3) このうち，令状事件以外の準抗告事件等は，件数が少ないこと等から，第1審裁判所を担当する裁判官に担当させても，過度の負担にはならないと思われる。よって，これらについては，考慮しないこととして，その他の事件のうち9割を令状事件と考えて試算する。